

# 遺族共済年金補完事業の概要

## 事業の仕組み

「遺族共済年金補完事業」「遺族補完プラス」「医療保障プラン」「短期療養プラン」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。

「遺族共済年金補完事業」「遺族補完プラス」「医療保障プラン」「短期療養プラン」はそれぞれ別々に収支計算します。

### 保険金(年金原資)



ご加入いただいた組合員に万一の不幸(死亡・高度障害等)があった場合にお支払いします。



1年間に集まった保険料



年に一度配当金が返ってくる制度です。



1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付されます。

配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(ただし、「ライフサポート」「医療プランワイド」「傷害プラン」「長期療養プラン」については配当金はありません。)

## 制度

		給付内容	特長	配当金	加入対象区分
長期給付の補完	遺族共済年金補完事業	一時金 または年金	万一の不幸(死亡・高度障害)があった場合一時金または年金を給付します。(こどもの場合は一時金給付となります。)	○	本人 配偶者 子ども
	遺族補完プラス	一時金 または年金	万一の不幸(死亡・高度障害)があった場合一時金または年金を給付します。	○	本人 配偶者 (退職者)
短期給付の補完	医療保障プラン	入院・手術・死亡	病気・ケガによる継続した2日以上入院から給付します。	○	本人 配偶者 子ども (退職者)
	医療プランワイド	入院・手術・介護	医療保障プランに上乗せして加入することで、七大疾病で入院した場合の入院保険金・手術保険金上乗せ給付、介護保険金の給付、また、女性特約をセットすることで、女性疾病で入院・手術した場合の上乗せ給付が受けられます。	×	本人 配偶者 (退職者)
	<b>改定</b> 健活 ライフサポート	生前給付保障	特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。また、特約を付加することで7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。	×	本人 配偶者 (退職者)
	<b>改定</b> 傷害プラン	入院・手術・通院	ケガによる入院・手術・通院保険金を給付します。	×	本人 配偶者 子ども (退職者)
	<b>New</b> 短期療養プラン	就業不能時保障	病気・ケガ・所定の精神疾患による就業不能状態が20日を超えて継続した場合に給付金をお支払いします。	○	本人
	長期療養プラン	療養給付	病気やケガで90日を超えて働けない状態が続いた場合、月額最高10万円を最長60歳まで支払います。 (55~64歳は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24カ月が限度)	×	本人

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

## 制度の特長

**Point 1** **お手頃な保険料で大きな保障**  
 団体制度ならではのスケールメリットにより、保険料がお手頃になります。

**Point 2** **受け取り方を選択**  
 死亡・高度障害保険金は一括もしくは年金払方式のどちらかの給付方法をご選択いただけます。

**Point 3** **配当金の還付**  
 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じれば配当金の還付があります。

**Point 4** **1年ごとにコースの見直し可能**  
 生活設計に合わせて毎年変更ができます。

## 昨年度の給付実績 (令和3年12月1日～令和4年11月30日)

	遺族共済年金 補完事業	遺族補完プラス	医療保障プラン	医療プラン ワイド	ライフサポート	傷害プラン	長期療養プラン
給付件数	10件	24件	1,019件	122件	23件	350件	5件
給付額	2億7,951万円	1億1,600万円	6,461万円	979万円	7,240万円	1,642万円	178万円
配当率	約42.3%	約40.5%	約32.2%				

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

## 一覧

加入者数 令和4年12月現在	退職後について 退職時に「遺族補完プラス」に加入されている方が対象です。退職時にコースの変更および新規加入はできません。				
	退職	退職後の取扱い	69歳	70歳	75歳
本人 14,614名 配偶者 3,622名 子ども 1,126名	×	継続できません。			
本人 13,180名 配偶者 3,367名 (退職者) (2,459名)	継続	75歳まで継続できます。			
本人 4,995名 配偶者 937名 子ども 416名 (退職者) (480名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 69歳まで継続できます。			
本人 1,885名 配偶者 525名 (退職者) (85名)	継続	医療保障プランとセットで在職中に加入しておく 69歳まで継続できます。			
本人 5,431名 配偶者 940名 (退職者) (416名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 70歳まで継続できます。			
本人 4,723名 配偶者 944名 子ども 1,546名 (退職者) (301名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 75歳まで継続できます。			
—	×	継続できません。			
本人 425名	×	継続できません。 ※フルタイム再任用期間中(満64歳まで)もご加入いただけます。			

※フルタイム再任用等により組合員資格が継続する方は、「遺族共済年金補完事業」は現職時同様継続となります。

# 医療プランワイド

(医療保険【損害保険】)

加入対象区分



## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療プランワイドは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約

## 制度の特長

- 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、医療保障プランに上乗せして保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。



医療保障プランとセットで在職中にご加入いただくと、退職後も「医療保障プラン」とセットで69歳まで継続が可能です！

## 保障内容

入院

手術

介護



医療プランワイドをセットすると以下のような病気による入院等のときに受けられる給付が拡大します。  
※医療プランワイドに加入するには医療保障プランにご加入していることが条件となります。

入院保険金日額・手術基準日額:5,000円、介護保険金額:100万円

基本部分 (男女共通部分)	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）で入院したとき (三大疾病入院保険金)	5,000円×入院日数(支払日数無制限)
	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）で所定の手術を受けたとき (三大疾病手術保険金)	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円
	糖尿病・高血圧性疾患により入院したとき (糖尿病・高血圧入院保険金)	5,000円×入院日数
	糖尿病・高血圧性疾患で所定の手術を受けたとき (糖尿病・高血圧手術保険金)	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円
	腎臓病・肝臓病により入院したとき (腎臓病・肝臓病入院保険金)	5,000円×入院日数
	腎臓病・肝臓病で所定の手術を受けたとき (腎臓病・肝臓病手術保険金)	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円
	所定の要介護状態になったとき (介護保険金)	100万円(1回限度)
女性特約	女性疾病で入院したとき (女性疾病入院保険金)	+5,000円×入院日数
	女性疾病で所定の手術を受けたとき (女性疾病手術保険金)	手術の種類に応じて +5万円・+10万円・+20万円
	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき (女性疾病手術保険金)	手術の種類に応じて 10万円・20万円

◎『三大疾病』とは、「がん（上皮内がんを含みます）、急性心筋梗塞、脳卒中」を指します。

◎『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

\*糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。

\*三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。

\*手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。

\*介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

\*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】●保険期間中のコース変更（保険金額の増額、減額等） ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

・入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払の対象となりません。

・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません（注）。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

（注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

・被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払します。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘術）や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払します。

・保険金受取人は被保険者本人になります。

・介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。

・詳細は約款の規定によります。

お支払対象となる三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

## 月額保険料

加入対象区分	保険年齢(生年月日)	基本部分保険料 (男性・女性共通) (5コース)	女性特約付 (基本部分+女性特約) (5Jコース)
本人 配偶者	16～20歳 (H.15.6.2～H.20.6.1)	350 円	620 円
	21～25歳 (H.10.6.2～H.15.6.1)	350	660
	26～30歳 (H.5.6.2～H.10.6.1)	370	810
	31～35歳 (S.6.3.6.2～H.5.6.1)	390	770
	36～40歳 (S.5.8.6.2～S.6.3.6.1)	400	810
	41～45歳 (S.5.3.6.2～S.5.8.6.1)	410	920
	46～50歳 (S.4.8.6.2～S.5.3.6.1)	480	1,110
	51～55歳 (S.4.3.6.2～S.4.8.6.1)	890	1,610
	56～60歳 (S.3.8.6.2～S.4.3.6.1)	1,400	2,210
	61～65歳 (S.3.3.6.2～S.3.8.6.1)	2,190	3,030
66～69歳 (S.2.9.6.2～S.3.3.6.1)	3,170	4,020	

\*保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

\*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢40歳＝令和5年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

\*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。